

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月29日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第20号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
(秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第12号の2中「後8週間」を「以後1年」に改め、同表第15号中「9月」を「10月」に改める。

(秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年秋田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第10号中「後8週間」を「以後1年」に改め、同表第12号中「9月」を「10月」に改める。

## 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条中秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第1項の表第15号の改正規定および第2条中秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第1項の表第12号の改正規定は、公布の日から施行する。